

保振社投 24 第 348 号
平成 24 年 12 月 14 日
株式会社 証券保管振替機構

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の施行に伴う社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 114 号）が平成 25 年 1 月 1 日に施行されることに伴い、別紙のとおり「社債等に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部を改正する。

2 改正の概要

所得税に対して復興特別所得税が付加されることにより、一般債の利子等に係る源泉徴収税率が変更されることに伴う所要の改正を行う。（規則別表 5）

3 施行日

平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

以 上